

大規模行為景観形成基準に基づく配慮事項（土地の区画形質の変更）

	事 項	景 観 形 成 基 準	配 慮 の 内 容
大規模行為に共通する事項	(1)基本的遵守事項	<p>ア，優れた景観の形成（地域の個性の尊重，周辺との調和）</p> <p>イ，市町村条例との整合</p> <p>ウ，住民協定等との整合</p> <p>エ，周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性がある場合の景観検証</p>	
	(2)位 置	<p>ア，景勝地等及びその周辺地域における，行為地の選定に当たっての配慮</p> <p>イ，優れた景観資源に近接する場合の保全に対する配慮</p> <p>ウ，主要幹線道路等からの後退</p> <p>エ，行為地が山稜の近傍にある場合，稜線を乱さないための配慮</p>	
	(3)敷地の緑化	<p>ア，敷地内の緑化</p> <p>イ，既存樹木の修景への活用</p> <p>ウ，周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木による境界囲い</p>	
	(4)その他	<p>ア，敷地内の施設間及び周辺との調和</p> <p>イ，屋外駐車場の出入口の限定と遮蔽</p> <p>ウ，屋外照明の光量</p> <p>エ，行為期間中の修景</p> <p>オ，その他</p>	
土地の区画形質の変更	(1)変更後の形状	<p>ア，長大な法面，擁壁等を生じない配慮</p> <p>㊦ できる限り緩やかな勾配</p> <p>㊧ 周辺の景観と調和した形態及び材料</p> <p>㊨ 自然植生と調和した緑化等による修景</p> <p>イ，跡地利用計画を考慮した行為の実施，行為終了後の速やかな計画の実施</p> <p>ウ，行為終了後の緑化等による速やかな修景</p>	
	(2)その他	<p>ア，土地の不整形な分割又は細分化を避けるための配慮</p> <p>イ，埋立て又は干拓に当たっての護岸，堤防等の工夫</p>	